

令和元年第4回士別市議会定例会会議録（第1号）

令和元年11月29日（金曜日）

午前10時00分開会

午前11時39分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 行政報告について

日程第 3 議案第 94号 士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 95号 士別市情報公開条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 96号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 97号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 98号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 99号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第100号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第101号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第102号 士別市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第103号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第104号 士別市地域福祉計画について

日程第 9 議案第105号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第8号）

議案第107号 令和元年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第108号 令和元年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第109号 令和元年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第110号 令和元年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第106号 令和元年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第12 認定第 1号 平成30年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について（予算決

算常任委員長結果報告)

- 認定第 2号 平成30年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について(予算決算常任委員長結果報告)
- 認定第 3号 平成30年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて(予算決算常任委員長結果報告)
- 認定第 4号 平成30年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて(予算決算常任委員長結果報告)
- 認定第 5号 平成30年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定
について(予算決算常任委員長結果報告)
- 認定第 6号 平成30年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて(予算決算常任委員長結果報告)
- 認定第 7号 平成30年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について(予算決算常任委員長結果報告)
- 認定第 8号 平成30年度士別市水道事業会計決算認定について(予算決算常
任委員長結果報告)
- 認定第 9号 平成30年度士別市病院事業会計決算認定について(予算決算常
任委員長結果報告)
- 日程第13 議案第 79号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について(予算決算常任委員長結果報告)
- 日程第14 報告第 15号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告について
散会宣告

出席議員(16名)

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	15番	山居忠彰君
	16番	遠山昭二君	議長	17番 松ヶ平哲幸君

欠席議員(1名)

14番 十河剛志君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会長	中峰寿彰君	教育委員会長 生涯学習部長	鴻野弘志君
--------	-------	------------------	-------

病院事業 副管理者	三好信之君	市立病院 院長	加藤浩美君
--------------	-------	------------	-------

農業委員 会長	飛世薫君	農業委員 局長	藪中晃宏君
------------	------	------------	-------

監査委員	吉田博行君	監査委員 局長	穴田義文君
------	-------	------------	-------

事務局出席者

議会事務局 局長	千葉靖紀君	議会事務局 局長	岡崎浩章君
議会事務局 副局長	前畑美香君	議会事務局 主任主事	駒井靖亮君

(午前10時00分開会)

○議長（松ヶ平哲幸君） 令和元年第4回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 本定例会の会議録署名議員には、9番 渡辺英次議員、10番 丹 正臣議員、11番 国忠崇史議員を指名いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。14番 十河剛志議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第94号 士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第95号 士別市情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第96号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第97号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第98号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第99号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第100号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第101号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第102号 士別市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

議案第103号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第104号 士別市地域福祉計画について

議案第105号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第8号）

議案第106号 令和元年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 議案第107号 令和元年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第108号 令和元年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第109号 令和元年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第110号 令和元年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 常任委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

- 認定第1号 平成30年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成30年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成30年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成30年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成30年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成30年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成30年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成30年度士別市水道事業会計決算認定について
- 認定第9号 平成30年度士別市病院事業会計決算認定について
- 議案第79号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 報告第15号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告について

3. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 7月、8月、9月分

4. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 第14回全国市議会議長会研究フォーラム

- イ. 開催日 令和元年10月30日から31日
- ロ. 開催地 高知県高知市
- ハ. 出席者 松ヶ平議長
- ニ. 会議概要 中島岳志東京工業大学リベラルアーツ研究教育院教授による基調講演の後にパネルディスカッションを行い、課題討議、視察を行った。

5. 議員の派遣についての報告は次のとおりである。

(1) 東京士別ゆかりの会

- イ. 派遣場所 東京都
- ロ. 派遣期間 令和元年10月18日から19日
- ハ. 派遣議員 井上副議長、佐藤議員、谷口議員、山居議員

(2) さっぽろ市士別ふるさと会

- イ. 派遣場所 札幌市
- ロ. 派遣期間 令和元年10月26日
- ハ. 派遣議員 松ヶ平議長、井上副議長、大西議員、喜多議員、苔口議員、佐藤議員、

真保議員、西川議員、山居議員、渡辺議員

(3) 北海道市議会議長会道北支部議長会議員研修会

イ. 派遣場所 美瑛町

ロ. 派遣期間 令和元年10月29日

ハ. 派遣議員 井上副議長、大西議員、佐藤議員、真保議員、十河議員、谷議員、谷口議員、
遠山議員、山居議員

(4) 産業フェスタみよし2019

イ. 派遣場所 愛知県みよし市

ロ. 派遣期間 令和元年11月2日から4日

ハ. 派遣議員 松ヶ平議長、苔口議員

(5) ゴールバーン・マルワリー市姉妹都市提携20周年記念公式訪問

イ. 派遣場所 ゴールバーン・マルワリー市

ロ. 派遣期間 令和元年11月10日から16日

ハ. 派遣議員 松ヶ平議長、十河議員

6. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧野 勇 司	副市長	相山 佳 則
総務部長	中 館 佳 嗣	市民自治部長	法 邑 和 浩
健康福祉部長	田 中 寿 幸	経 済 部 長	井 出 俊 博
建設水道部長	工 藤 博 文	朝 日 支 所 長	武 田 泰 和
市民自治部 資源循環統括監 兼自治環境課長 兼バイオマス資 源堆肥化施設長	東 川 晃 宏	朝日支所統括監 兼地域住民課長 (併)生涯学習部 朝 日 地 区 スポーツ統括監	長 南 広 基
会計管理局長	佐 藤 義 弘	企 画 課 長	大 橋 雅 民
創生戦略課長	瀧 上 聡 典	総 務 課 長 兼新庁舎建設 課 (併)選挙管理 委員会事務局 事 務 課 長 兼 選 挙 課 長	青 木 伸 裕
財 政 課 長 兼新庁舎建設課 庁舎整備管理監	丸 徹 也	市 民 課 長	佐 藤 祐 希
税 務 課 長	古 川 敬	環 境 セ ン タ ー 所 長	今 井 博 明
福 祉 課 長	川 原 広 幸	こ ども ・ 子 育 て 応 援 課 長	藪 中 洋 行
保育推進課長	東 川 由 美	保 育 推 進 課 保 育 推 進 管 理 監	石 川 美 由 紀
介護保険課長	青 木 秀 敏	地 域 包 括 ケ ア 推 進 課 長	増 田 晶 彦

保健福祉センター 成人病センター 農業振興課長 畜産林務課監 国営農地再編 推進課長	松ヶ平 久美子	いきいき健康館 畜産林務課長 商工労働課長 都市整備課長 兼新庁舎建設 兼新庁舎建築 管理監	菅井 勉
都市整備課監 土木管理監	藤田 昌也	畜産林務課長 商工労働課長 都市整備課長 兼新庁舎建設 兼新庁舎施工 管理監	徳竹 貴之
都市整備課監 上下水道管理監 施設維持センター 所長	鶴岡 明浩	都市整備課長 兼新庁舎建設 兼新庁舎施工 管理監	阿部 淳
施設管理課副長 経済建設課副長	喜多 伸光	都市整備課長 兼新庁舎建設 兼新庁舎施工 管理監	佐々木 誠
環境センター 副	村田 雄大	施設管理課長	峯垣 智剛
施設管理課副長 経済建設課副長	山下 正明	経済建設課長	土田 実
教育委員会 生涯学習部 所長	三和 宏光	税務課副長	岡田 詔彦
教育委員会 生涯学習部 所長	吉川 千緒	畜産林務課副長	水留 啓論
教育委員会 生涯学習部 所長	佐々木 憲也	施設管理課主幹	久光 徹
教育委員会 生涯学習部 所長	佐藤 志津子	教育委員会 教育課 所長	桜木 卓也
教育委員会 生涯学習部 所長	伊藤 勉	教育委員会 生涯学習部 所長	中峰 寿彰
教育委員会 生涯学習部 所長	鴻野 弘志	教育委員会 生涯学習部 所長	漢 幸雄
教育委員会 生涯学習部 所長	三上 正洋	教育委員会 生涯学習部 所長	須藤 友章
教育委員会 生涯学習部 所長	大留 義幸	教育委員会 生涯学習部 所長	河口 光輝
教育委員会 生涯学習部 所長	興水 賢治	教育委員会 生涯学習部 所長	武山 鉄也
教育委員会 生涯学習部 所長	藤田 泰昭	教育委員会 生涯学習部 所長	千葉 真奈美
教育委員会 生涯学習部 所長	岡田 英俊	教育委員会 生涯学習部 所長	角谷 辰雄

教育委員会 兼館長 兼館長 兼館長	水田一彦	教育委員会 兼館長 兼館長 兼館長	坂本英樹
教育委員会 兼館長 兼館長 兼館長	館岡隆一	病院事務局長 兼館長 兼館長	三好信之
市立病院事務局長	加藤浩美	市立病院事務局長 兼館長 兼館長	池田亨
市立病院事務局長 兼館長 兼館長	阿部也寸志	農業委員会 兼館長 兼館長	飛世薫
農業委員会 兼館長 兼館長	保科隆志	農業委員会 兼館長 兼館長	藪中晃宏
農業委員会 兼館長 兼館長	林秀忠	監査委員会 兼館長 兼館長	吉田博行
監査委員会 兼館長 兼館長	穴田義文	監査委員会 兼館長 兼館長	岡崎忠幸

7. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	千葉靖紀	議会事務局 兼館長 兼館長	岡崎浩章
議会事務局 兼館長 兼館長	前畑美香	議会事務局 兼館長 兼館長	駒井靖亮

以上報告する。

令和元年11月29日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月13日までの15日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月13日までの15日間と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第2、行政報告についてを議題に供します。

行政報告を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 令和元年第4回士別市議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

初めに、農作物の状況についてです。

本年はおおむね好天に恵まれ、農作業が順調に進み、農作物全体において平年並みの収量等が確保できたところです。

主な作物では、水稻は、天候に恵まれ登熟が順調に推移したことから、作況はやや良、予想収量は、10アール当たり555キログラムが見込まれています。

畑作物では、小麦・大豆が、5月の少雨により一部生育に影響が生じましたが、夏場の好天により回復し、圃場間に差はあるものの収量・品質とも平年並みとなりました。バレイショやタマネギは、降雨のため収穫期におくれが生じましたが平年並みの収量となりました。

また、てん菜については、平均糖度が16.3%と前年をやや下回ったものの、収量については10アール当たり6.5トンとなり、砂糖生産量は前年を大きく上回る見込みです。

次に、家庭ごみの有料化についてです。

10月1日からの有料化に当たっては、開始当初は指定袋によらない排出も若干ありましたが、その都度丁寧な説明を行い、現在は適正に排出がなされています。

指定袋の販売については、32店舗で行われており、出張所地区を含め、全ての地域で購入可能となっています。その販売額については、10月末で2,413万4,000円となっており、今年度の歳入予算の78%となっています。

また、既存施設の有効活用として、旧卸売市場を廃棄物収集車両ステーションに改修し、10月1日にオープンいたしました。このステーションでは、古着と紙類の持ち込みが可能のほか、同日から市内4カ所に古着回収箇所を増設しており、今後も利便性の向上とごみの減量化、再資源化に努めてまいります。

次に、（仮称）まちなか交流プラザの整備についてです。

まちづくり士別株式会社では、（仮称）まちなか交流プラザの基本設計業務が完了したことに伴い、11月7日に市民説明会が開催されました。当日は自治会連合会など大勢の市民が説明会に参加され、今後の実施設計業務に向けた意見交換が行われました。

また、10月には実施設計業務や用地確定、測量、地質調査業務の契約が締結され、本年度予定した契約は全て発注されたところです。

次に、防災体制強化の取り組みについてです。

10月29日に、旭川開発建設部や士別警察署ほか関係機関と連携した総合防災訓練を実施しました。朝日地区・上士別地区においては、大雨による岩尾内ダムでの異常洪水時防災操作の開始により、天塩川が氾濫する危険性が高まることを想定した避難訓練を実施し、中央市街地区においては、洪水の発生による家屋浸水等を想定し、自助、共助、公助それぞれにおける避難訓練を実施しました。

また、それぞれの地区において防災講話を実施し、1日を通して約450人の市民参加のもと、より実践に即した訓練となりました。

10月27日には、多寄地区自治会自治連主催による防災訓練が、90人を超える参加者のもと、住民による避難所設営や避難訓練が2年連続で実施されたほか、温根別地区や各自治会でも自

主的な避難訓練などが開催されたところです。

防災意識の高揚と地域防災力の向上をより一層図るためにも、関係機関との連携による実践的な防災訓練の継続開催と自主的な取り組みに対する継続支援を進めてまいります。

次に、開拓120年に関する事業についてです。

9月28日のまなびとくらしのフェスティバルに土別軌道株式会社創立100周年、本市開拓120年の記念事業として土別軌道の歴史に関するパネルの展示とバスの無料乗車体験会を開催しました。

10月2日には、魅力と活気を生み出すスポーツツーリズムをテーマとして、本市では初となる北海道都市問題会議を開催しました。この会議では、大阪観光局溝畑宏理事長の基調講演を初め、雪印メグミルクスキー部原田雅彦監督、株式会社イトイグループホールディングス菅原大介代表取締役、そして私によるパネルディスカッションを催し、約200の方が聴講されました。

次に、ほっかいどう応援セミナーについてです。

このセミナーは、9月26日にほっかいどう応援団会議のキックオフイベントとして東京都で開催され、北海道にゆかりや思いのある企業などを対象に、市町村の魅力や取り組みをPRし、ふるさと納税など市町村への応援につなげることを目的に開催されたもので、148の企業が参加しました。私は、合宿、農業、自動運転技術等の開発に関するプレゼンテーションを行い、本市の特性や魅力をトップセールで発信してきたところです。

次に、北海道てん菜振興自治体連絡協議会についてです。

令和2年度の数量払い基準糖度と交付単価見直しに向け、協議会役員的首長とともに、7月には北海道及び道議会議員に対して、8月には農林水産大臣政務三役を初め道内選出国会議員に要請活動を行いました。今後も本市畑作経営の安定と製糖業者の操業安定を図るため、てん菜作付面積の確保に向けて、本協議会を中心に関係機関や団体との連携を進めてまいります。

次に、ゴールバーン・マルワリー市との交流についてです。

11月10日から16日までの間、姉妹都市20周年を記念して、市や議会、商工会議所、サフォーク研究会などから9名の訪問団を結成し、同市を訪問しました。同市では20周年記念祝賀会に参加し、ボブ・カーク市長を初め市民の方々との交流を深めたほか、ヴィクトリアパーク内に造成中の土別市をイメージした日本庭園において記念植樹などの竣工式を行いました。

次に、友好都市みよし市との交流と川内村との絆づくりについてです。

夏休み中のみよし市との交流では、小学生派遣団や野球少年団、サッカー少年団の約80名が本市を訪れました。

また、11月3日に開催された産業フェスタみよしには、市や議会を初め、JA北ひびき、観光協会、青年会議所などから11名が参加し、バレイショやタマネギ、カボチャなどの農産物を初め、ラム串などの販売を行う中で友好交流を深めてきたところです。

川内村との絆づくりでは、9月23日から4日間の日程で第9回土別にコラッセ夏学校を開催

し、小学4、5年生11名を受け入れました。滞在中は、士別南小学校で一緒に授業を受けたほか、岩尾内ダムの見学やサフォークのストラップを作成するなど、短い期間でしたが充実した時間となりました。

なお、10月20日に予定されていたかわうち祭り秋の陣には、本市からも農作物販売などで参加する予定でしたが、甚大な被害をもたらした台風19号により川内村も被害を受けたことから、イベントが中止されたところです。被災された方々にこころからお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を御祈りいたします。

次に、ふるさと交流についてです。

去る10月19日、34回目を迎える東京士別ゆかりの会の総会が行われ、私や井上副議長を初め総勢10名が参加しました。総会では、永年会長を務められた石王会長が退任され、藤井信男新会長が就任されました。総会後の懇親会では、ふるさと大使である畠山みどりさんや和泉雅子さんを初め、東京やその近郊に住む会員の皆様と親しく懇談させていただきました。

また、10月26日にはさっぽろ市士別ふるさと会のふるさとの集いが行われ、本市からは32名が参加し、ふるさと育英基金への御寄附や産業フェアへの参加など、日ごろの応援に対しお礼を申し上げ、会員の方々と交流を深めました。

次に、市内中学校の統廃合についてです。

来年度に士別中学校との統合が決まっている多寄中学校の閉校式を11月23日にとり行いました。式典には北海道教育庁上川教育局長を初めとする来賓や保護者、同窓生、地域の方々など多くの参列をいただく中、生徒会長によるお別れの言葉や校旗の返還、全校生徒による日向神代神楽の披露など、73年の歴史に幕をおろすセレモニーが厳粛な雰囲気の中で行われました。明年4月の統合に向け、生徒たちが明るく元気に登校できるよう、引き続き万全の体制づくりに努めてまいります。

次に、学校給食費の改定についてです。

学校給食の食材費は、士別市学校給食会会計により運営されているところであり、平成20年度には食材費の高騰などをを受けて7%増額改定して以降、12年間はさまざまな物価上昇による費用の高騰もある中で、給食費を据え置いてきました。しかし、文部科学省による栄養価の基準値改定により野菜の使用量が増加したことや、この間の食材費価格の上昇に対応するため、令和2年度から10%増額改定し、より充実した学校給食の提供に努めていくこととしました。この改定については、学校給食会です承を得ている中、随時各学校のPTAの会合などにおいても説明を行ってきたところであり、12月6日には全ての学校での説明を終了する予定です。

次に、子供たちの全国大会での活躍についてです。

10月に茨城県で開催された国民体育大会ウエイトリフティング競技において、士別翔雲高校の羽田創さんが2年生ながら3月の全国高校選抜選手権、8月のインターハイに続く優勝で、高校3冠を達成しました。

また、9月に開催されたマルちゃん杯全日本少年柔道大会では、士別誠心館柔道少年団が中

学生の部において18年ぶりの全国大会出場を果たしたところであり、他の競技も含め今後の活躍に期待しているところです。

次に、ホストタウンに関連する取り組みについてです。

今年度に加わった北海道訪日教育旅行促進協議会の事業として、台湾の高級中学校長など6名を招いたモニターツアーが実施され、本市では11月1日に羊と雲の丘とトヨタ自動車士別試験場の視察が行われました。

また、11月7日から13日には、日露青年交流センターによる士別・サハリン・ウエイトリフティング交流派遣プログラムが実施されました。本市からは士別翔雲高校ウエイトリフティング部の生徒6名をロシアサハリン州に派遣し、合同練習や大会への参加などで交流を深めました。

このほか、昨年を引き続き、11月11日からの5日間の日程で士別東高校が見学旅行で台湾を訪問し、見聞を広めるとともに、現地の高校生と親交を深めてきました。

11月22日から27日には、着地型観光推進協議会と日台親善協会の事業として台湾を訪問し、セールススクール及びプロモーション活動を実施しました。本年実施したインターンシップ受入事業を継続した取り組みとするため、国立高雄科技大学を訪問し、関係者との懇談や学生との交流など、来年度以降の受け入れについての協議を行いました。あわせて、台中市内のスーパーマーケットにおいて農畜産物や特産品のプロモーションを行い、多くの市民に本市の魅力をPRしました。

次に、誘致企業等との連携についてです。

本年も9月に、トヨタ工業学園の専門部124名が本市を訪れ、農作物の収穫体験を行ったほか、羊と雲の丘などの環境整備を実施していただくなど、充実した異業種体験が行われました。また、ことしからトヨタ自動車の関連会社であるアイシン・エイ・ダブリュ株式会社の高等技能学園生118名も農作物の収穫体験を行ったところです。

9月2日には、帯広市で開催された日本甜菜製糖株式会社創立100周年記念祝賀会に出席しました。大正8年の設立から今日までの100年の歩みを恵本社長や帯広市長を初め、80人を超える出席者の方々とともに祝ったところです。

9月8日には、ヤマハ発動機株式会社士別テストセンターの開設30年を記念して、親子バイク教室を開催していただきました。この地域では初めての開催であり、親子で楽しいひとときを過ごしていただきました。

9月19日には、ダイハツ工業との連携により、6月に続きことし2回目となる健康安全運転講座を開催していただきました。

9月21日と22日には、旭川市で開催された日本女子ソフトボールリーグのトヨタ自動車チームの試合に士別吹奏楽団とともに応援に駆けつけたところであり、10月6日は、トヨタ自動車株式会社士別試験場を会場として第5回健康ウォーキングを開催しました。当日は好天に恵まれ、参加した市民は、日ごろ立ち入れない壮大な試験場の中でウォーキングに心地よい汗を流

しました。

新たな企業との連携としては、8月22日に、トヨタ自動車とソフトバンクが出資して設立されたモネ・テクノロジー社と確認書を交わしました。今後は、この確認書に基づき、公共交通など本市における次世代モビリティのあり方について、専門的な知見から御意見をいただくことになっています。

また、10月10日には、大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結し、相互連携と協働により、健康増進や青少年育成、スポーツ振興、防災対策のほか市民サービスの向上に関する取り組みを進めることとしました。10月29日の総合防災訓練で、同社の製品提供のほか、道内初となる停電時にも使用できる自動販売機の実演もしていただいたところであり、連携協定に基づきさまざまな分野で取り組みを進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。

11月1日から佐藤泰祐さんが観光振興の協力隊員として、まちの魅力や観光イベント、第三セクターの経営に関する業務などを学んでいます。現在、協力隊員は5名となり、隊員同士の連携を図る中で、本市の情報発信の強化や地域活性化に向けた活動を進めていきます。

次に、新庁舎における喫煙所についてです。

新庁舎への移転を予定している来年5月以降は、庁舎北側に建設する車両管理棟の一角に特定屋外喫煙場所を設置し、市民文化センターの利用者や庁舎、教育委員会の来訪者などの喫煙場所として使用する予定です。あわせて市職員については、昼休み等を除き、勤務時間内は禁煙とします。

本市は、受動喫煙防止条例を本年4月1日に制定し、市の責務と市民、事業者、教育機関、関係団体の役割を明確化したところであり、今後も安全・安心な環境づくりのため、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止する取り組みを進めてまいります。

次に、市立病院の経営状況についてです。

4月から9月までの入院患者数は、前年と比較して、一般病床、療養病床合わせて1,007人、4.7%減の2万391人、1日当たりでは111.4人となりました。一方、外来患者数は4,060人、7.3%の減、5万1,289人、1日当たりでは420.4人となりました。この結果、前年同期と比較して入院、外来の収益は7,600万円の減となる一方で、費用も、薬品費、診療材料費の減少などから1,600万円減となり、収支差し引きでは5,700万円の減となっています。当初予算との比較においては、入院、外来の医業収益は予算計上額を4,100万円ほど下回っているものの、費用については予算計上額の範囲内にあり、今のところ収支均衡を保っている状況であります。しかし、今後も入院患者の増加が見込まれる状況ではないため、患者数の確保と費用の圧縮に一層努めるとともに、常勤医師確保の取り組みを継続してまいります。

最後に、公共工事の執行状況についてです。

本年度の工事発注総額は、補正予算等による追加事業も含めて162件、約17億498万円を予定したところですが、この11月20日までの発注状況は、予定件数の約99%、160件の発注を終え、

その発注総額は約15億5,050万円、平均落札率は96.17%となっています。

また、大型建築工事の進捗状況については、士別市本庁舎改築工事が令和2年1月末に完了予定となっており、令和2年5月の供用開始に向けて準備を進めているところです。

今後、予定している主な工事は、学田西2号線道路流末排水路整備工事などであり、これらについても順次発注してまいります。

以上申し上げまして、行政報告とさせていただきます。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第3、議案第94号 士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例について及び議案第95号 士別市情報公開条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第94号 士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例について及び議案第95号 士別市情報公開条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本改正は、平成29年に行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、顔、指紋等の身体の特徴を電子計算機のために変換した符号や旅券番号、基礎年金番号、各種保険証など、対象者ごとに割り振られる符号が個人識別符号と定義されました。

また、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等、取り扱いに特に配慮が必要な情報が要配慮個人情報、電子的方式や磁気的方式など人の知覚により認識できない記録が電磁的記録と定義されたことから、それぞれ条例において所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号及び議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第4、議案第96号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第97号 士別市特別職の職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例について及び議案第98号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第96号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第97号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第98号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本年の人事院勧告において、国家公務員の期末勤勉手当の支給割合を年間4.45カ月分から0.05カ月分を引き上げ4.5カ月分とする勧告が出されたことから、本市議会議員、特別職、病院事業管理者の期末手当についても同様の取り扱いといたしたく、特別職報酬等審議会の意見も踏まえ、所要の改正を行うものです。

なお、引き上げの方法として、本年度は12月期の手当を0.05カ月分引き上げ、令和2年度以降は引き上げ後の年間支給割合を6月期と12月期に均等に割り振るものです。

また、本改正に伴い増額となる議員報酬約26万8,000円は補正予算で、特別職給与約10万5,000円、事業管理者給与約6万8,000円については現行予算で対応するものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号から議案第98号までの3案件は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第5、議案第99号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第100号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第99号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第100号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本年の人事院勧告においては、民間給与が国家公務員給与を0.09%上回っている状況から、

行政職俸給表一の初任給と若年層職員の俸給を引き上げるなど、平均で0.1%の水準引き上げが示されたところです。

こうした中で、本市においても、地方公務員法に基づき、国や他の自治体などとの均衡を図る観点から国家公務員等の改正内容を参考に行政職給料表並びに特定任期付職員給料表の改正を本年4月1日にさかのぼって実施するものです。

また、期末・勤勉手当についても同様に、現行年間4.45カ月分を0.05カ月分引き上げ4.5カ月分とするものであり、その引き上げ方法については、議員及び特別職と同様の方法とするものです。

これらの改正による影響額については、一般会計及び特別会計で約979万円、水道事業会計で約20万円、病院事業会計で約428万円、合計額は約1,426万円となる場所であり、農業集落排水事業特別会計は補正予算で、それ以外の会計については現行予算で対応するものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号及び議案第100号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第6、議案第101号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について及び議案第102号 士別市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第101号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について及び議案第102号 士別市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、民法の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布されたことに伴い、士別市営住宅条例並びに士別市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正するものです。

その内容としては、初めに、連帯保証人の保護を目的として、住宅の入居手続における保証人が保証する極度額を近傍同種家賃の3年分とするものです。

次に、特定公共賃貸住宅においては、入居者が死亡または退去した際に同居者が引き続き居住を希望する場合の承継手続を新たに設定するものです。

次に、連帯保証人や相続人がいない単身入居者の死亡時における住宅の適正な管理のため、

入居者が死亡後に承継手続が行われない場合において、明渡請求を可能とするものです。

次に、住宅入居者の敷金について、賃貸借に基づいて生じた債務を履行しないとき、敷金をその債務の弁済に充てることを可能とするものです。

最後に、市営住宅への不正入居における明渡請求に係る損害賠償に関する割合について、法定利率が5%から3%に改定され、今後、3年に1度の変動制が導入されることから、年5%から法定利率に改正するものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。谷 守議員。

○7番（谷 守君） 今、副市長のほうからいろいろ説明いただきました。これは今説明いただいたとおり、民法の一部を改正する法律により保証人いわゆる個人の根保証契約に極度額の設定が必要になるということ、要するに民法における債権関係の規定の見直しにより今回の条例改正ということになるかと思うんですけれども、ちょっと本題に行く前に、細部について確認したいと思うんですけれども、この2項の中に極度額の設定、近傍同種家賃の3年分に設定するというものでありましたけれども、これはさきに自分も調べたところ、国交省の住宅局から出ている各都道府県または政令市に出ているこの一部改正に伴う取り扱いについてということで、こういった極度額を設ける場合に、例えばその家賃3カ月分ですとか3年分とかと設定する場合においては、市営住宅の使用料については年収に応じて毎度変わるという予定があるので、そういった場合は入居当初の家賃の3カ月分であることを明記することなど、その額が変動しないことの注意が必要だという注意書きがあったんですけれども、この取り扱いとしてはこのことに触れなくても、このところでいいということ認識してよろしいのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 土田施設管理課長。

○施設管理課長（土田実君） お答えいたします。

今回極度額を設定している家賃の根拠であります、入居時において、家賃というのは申請された方の収入に応じてそれぞれ変動いたします。その変動に応じて極度額を設定するのではなく、入居中であっても収入が上がることによって家賃が上がる可能性もありますので、その部分を考慮しまして、市営住宅における近傍同種家賃、一番高く収入を得た場合の家賃をもとに極度額を設定するようなことで考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） それは取り扱いか何かきつうたうんじゃないかなと思うんですけれども、次に、これは保証人に関することということで、この一部改正する法律に向けて、いっそ保証人自体をつけないんだという考え方、これは近年、身寄りのない方、単身高齢者の方がいろいろ増加をしていて、そういった保証人も立てられないという場合を懸念して、国交省やなんかはそういう指導、いっそ保証人を立てないという考え方もあるようなんですけれども、本市に

については引き続き保証人を立てるという考え方になったと思うんですけども、その経緯やら考え方をちょっと確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 土田課長。

○施設管理課長（土田実君） お答えいたします。

連帯保証人制度の廃止の検討についてでございますが、連帯保証人に対する催告を行うことで、入居者の納付意識の高まり、滞納の解消につながることや安否確認や死亡時の対応などの緊急時の連絡先としてその役割は非常に大きいと考えていることから、連帯保証人を継続していく判断をした次第でございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） 債権保全ということで意味合いはわかるんですけども、この保証人を立てないという前提の中では、本来この公営住宅、市営住宅については、住宅に困窮する低所得者への住宅提供ということで、そういった市営住宅、公営住宅の本来の目的を考える場合には、そういった保証人を立てられない場合に入居できないということを前提に、債権保全よりもそういったことを、市民目線で考えた中での捉え方で保証人を立てないという考え方になるかと思うんですけども、それに伴って、これについては新聞紙上にも載っていましたが、いろいろ調べたんですが、道営住宅でも道営住宅における保証人制度のあり方ということで、北海道住宅対策審議会では保証人を立てるか立てないかを今まで検討している経過があります。それを大体見てみましても、そういった危惧している人のためにやはり保証人を立てないべきだという答申書も道のほうに出されているわけでありまして、引き続き本市としては保証人を立てるという状況に、今言った理由の中でなったところであります。

そこで、保証人を立てないというケース、これは条例の中にたしか、やむを得なく保証人が立てられない場合は市長の承諾を得て入居できるという特例みたいなものがあったと思うんですけども、それに関して、種々、自分としては保証人がいないために入居することができないような取り扱い、これは窓口をきちんと広げていくべきだなと考えているんですけども、その点についての考え方というのは今後あるかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 土田課長。

○施設管理課長（土田実君） お答えいたします。

連帯保証人の確保が困難な方への対応についてでございますが、現在、お話しのとおり、条例の中では、市長はやむを得ない事由がある場合、認める者に対して連帯保証人の連署を必要としないことができるという部分がございます。現在、連帯保証人の、議員お話しのとおり、国のほうからもそういった趣旨の通知が来てございます。そういった部分も鑑みまして、連帯保証人の確保が困難であると認められた者に対して連帯保証人を免除する取り扱い要綱を別に規定しまして対応していきたいと考えております。

今現時点では、精査している段階ではありますが、免除対象者は、高齢者世帯、障害者、生

活保護受給者、被災者、DV被害者など、また入居承継者、公営住宅整備事業による除却などに伴う特定入居など、そういった一定の入居者において今検討している段階であります。そういった場合には、本人から免除申請をしていただきまして、その申請内容が妥当なのかどうか、そういった部分を審査した上で、免除を決定する流れになると考えております。

ただ、免除した上では、保証人はついていなくても、何かあった場合の非常時の対応のために、緊急連絡先や身元引受人の連絡先の確保を求めることを考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号及び議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第7、議案第103号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） ただいま議題となりました議案第103号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、水道法等の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の更新制が導入となることから、更新手数料を定めるものです。

また、水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、条項及び文言の整理について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第8、議案第104号 士別市地域福祉計画についてを議題に

供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第104号 士別市地域福祉計画について、その概要を御説明申し上げます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、本市の地域福祉の推進に関する事項を定める計画であり、現在平成27年度から今年度までを期間とする第3期計画により各種施策を進めているところです。

第3期計画の終了に当たり、令和2年度から6年度までを期間とする第4期計画を制定するものであり、地方自治法第96条第2項及び士別市議会基本条例第15条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第9、議案第105号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第8号）、議案第107号 令和元年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第108号 令和元年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第109号 令和元年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第110号 令和元年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）、以上5案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第105号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第8号）及び議案第107号 令和元年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から議案第110号 令和元年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本補正予算は、指定管理者の指定及び公用・公共用施設等の維持管理業務委託などに関する債務負担行為の追加並びに人事院勧告に準じた手当等の引き上げ、市町村生活路線バス路線運行委託料など当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について、順次御説明申し上げます。

初めに、議会費です。

議会人件費では、本年の人事院勧告に準じ、期末手当について0.05カ月分を引き上げ、年間4.5カ月へ改正するものとしたことから26万8,000円を追加計上しました。

次に、総務費です。

情報管理事業費では、会計年度任用職員制度の導入に伴い、人事給与システム改修委託料として83万6,000円を計上しました。

地域公共交通総合対策事業費では、土別軌道が運行する市町村生活バス路線の中多寄線ほか3路線、地域内フィーダー系統運行の武徳線並びに予約制乗合バスの川西・南沢線の委託料として2,606万2,000円、準生活路線である川南・大和線ほか1路線及び市内循環バス路線に対する補助金として882万3,000円、合わせて3,488万5,000円を計上しました。

空き家対策推進事業費では、空き家等対策計画の策定に向けた協議会設置に当たり、構成する委員に対する報償費等として6万円を計上しました。

次に、民生費です。

高齢者生活福祉センター管理事業費では、朝日地区の高齢者生活福祉センター及び在宅介護支援センターの自動ドアが経年劣化による動作不良のため、部品交換等の修繕が必要となったことから119万8,000円を計上しました。

生活保護安定運営対策事業費では、生活保護制度改正に伴うマイナンバー情報連携等に対応するため、生活保護システム改修パッケージ購入費として123万2,000円を計上しました。

次に、衛生費です。

健康管理システム整備事業費では、乳幼児健康診査や妊婦健康診査等の情報に関するマイナンバー制度を活用した市町村間の情報連携に対応するため、健康管理システム改修委託料121万円を計上しました。

ごみ処理収集事業費では、10月1日から有料化した家庭ごみ排出用ごみ袋について、当初の見込みを上回る需要が見込まれることから追加発注経費など789万4,000円を追加計上しました。

次に、農林水産業費です。

めん羊振興事業費では、市内生産者が飼養頭数拡大を目的とした畜舎整備を実施することから、土別市サフォーク種めん羊生産基盤整備費補助金交付要綱に基づき、整備費用の一部を補助するため150万円を計上しました。

農業集落排水事業特別会計繰出金については、特別会計における職員人件費の関連から30万円を追加計上しました。

森林環境保全整備事業費では、市有林の間伐区域内における優良木の銘木市への出品について、予定数量を上回る販売が可能となったことから、当初予算に不足が見込まれる出品材の搬出運搬及び販売業務委託料212万9,000円を追加計上しました。

なお、これらに要する財源については、国庫支出金の特定財源のほか、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、債務負担行為の補正についてです。

新年度から新たに指定管理者制度による管理運営を委任するあさひサンライズホールのほか、これまで指定管理により管理運営をしている15施設のうち、今年度で指定管理期間が満了する朝日地域交流センター和が舎ほか1施設については、新年度に向けての指定管理者の選定手続を行うため、所要の措置を講ずるものです。

また、多様な納税環境整備の一環として、新年度から市税のキャッシュレス決済への対応に向けた総合行政システムの改修や一般廃棄物収集業務、し尿処理施設などの公用及び公共用施設等の維持管理業務委託料等について、事前に契約をすることにより円滑に業務を遂行するため、同様の措置を講ずるものです。

次に、農業集落排水事業特別会計です。

個別排水処理施設維持管理事業費では、本年の人事院勧告に準じた改正と職員手当等の所要額見込みを合わせて30万円を追加計上しました。

個別排水処理施設事業費では、個別排水処理施設の設置希望者の増により、当初予算に不足が生じる見込みであることから400万円を追加計上しました。

なお、これらに要する財源については、分担金及び地方債の特定財源のほか、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第です。

また、施設の維持管理業務委託などについて事前に契約することにより、年度当初から円滑に業務を行うため債務負担行為を追加するとともに、地方債の変更については歳出予算との関連から所要の措置を講じたところです。

次に、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計並びに病院事業会計について申し上げます。

各会計ともに施設の維持管理業務委託などについて、同様に債務負担行為の追加措置を講ずるものです。

以上、今回の補正の概要を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛議員。

○6番（西川 剛君） ただいま提案のありました議案第105号 令和元年度士別市一般会計補正予算について、大きく3事業についてお伺いをいたします。

議案書の記載順序で質問させていただきたいと思います。最初に、債務負担行為の補正でございます。

納税推進事業費、総合行政システム改修等業務委託288万円以内ということですが、ただいまの提案説明の中で、市税にかかわるキャッシュレス決済、電子マネー納付ということ、それに対応するシステムの改修だということで説明がありましたけれども、対象となる税や導入にかかわっての概要についてまずお知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 水留税務課副長。

○税務課副長（水留啓論君） お答えいたします。

キャッシュレス決済につきましては、スマートフォンのキャッシュレス決済アプリを用いまして、現金を使うことなくコンビニエンスストアや各種料金を電子マネーで支払う仕組みでありまして、本年10月の消費増税を契機としまして、急速に社会や市民生活に浸透をしているものであります。

今回導入を検討しておりますのは、市民税、軽自動車税、固定資産税、国保税の4税について、納税通知書に専用のバーコードを印字し、納税者自身がスマートフォンアプリを用いてバーコードを読み取ることで、24時間365日、自宅や外出先などでも納税が可能となるものであります。また、スマートフォンアプリにつきましては、SNSアプリのLINEに搭載されたLINE Payの導入を想定しているところであります。

スケジュールにつきましては、この後、行政システムの改修と納税通知書の様式の見直しに着手をし、来年5月の固定資産税と軽自動車税の5月の発布、それから6月の市民税、7月の国保税からの導入を目指すものであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 前提として、現在の本市の収納状況について、収納の形態についてお聞きしたいと思いますけれども、税の納税の方法としては、窓口での納税あるいは口座振替となるかと思いますが、現時点でおおむねの割合と今説明がありました電子マネーの納付、恐らく窓口納付からの置きかえになるのかなと思うんですけれども、どれぐらいの方がこの導入するキャッシュレス決済によって納税をされるんであるのかと、どんな見込みをされているのか、お知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 水留副長。

○税務課副長（水留啓論君） お答えします。

導入を目指す4税の納税義務者2万3,000人のうち、口座振替を利用されている方が約51%であります。残りの49%の方が現在指定金融機関等銀行の窓口それから図書館の休日納付窓口を御利用いただいているところであります。

電子マネー納付の見込みでありますけれども、窓口一般納付の1万1,200人のうち初年度は各納期の2.5%を見込んでおりまして、850件程度を他市の状況などから想定をしているところであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 本市においては現年分の収納率が極めて高い状況でありまして、今回新たなキャッシュレス決済、電子マネーによる納付というのは、そういった意味では収納率向上とか、そういった部分に効果を果たすというのは、ないのかなと思うんですけれども、先ほど概要でもあったかと思いますが、そんな中で例えば収納率向上目的ではない、さらなる今回の導入の目的、さらには効果について詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 古川税務課長。

○税務課長（古川 敬君） お答えいたします。

まず導入の効果、メリットについてでありますけれども、まずスマートフォンがあれば納付可能だと、先ほども若干御説明しましたけれども、場所と時間を問わず、スマートフォンがあれば納付が可能だという点。それと利用可能であります83カ所の金融機関には現在口座振替の対象となっていない金融機関も含まれていることから、その金融機関を含むことによって実質口座振替の拡大となる点。そして、利用が増加していけば収納消込み業務の業務の効率化も図られる。そしてまた、4税での先行導入によりましてシステムのノウハウを蓄積し、今後、料金などへの、例えば料金収納への拡大が容易である点。そして、またLINEは御存じのとおり多くのユーザーに普及されておりますので、土別市公式LINEアカウントと連携をしまして、納期のお知らせやPR、啓発活動など相乗効果も期待できる点が効果として挙げられます。

収納率向上への関連でありますけれども、キャッシュレス決済導入で収納チャンネルの拡大を図るということは、あくまで納税者の利便性の向上、市民サービスの一環と考えているところであります。収納率につきましては、本市は道内でも高い位置にありますけれども、それに慢心、満足をしないうで、これまでどおり、今回のキャッシュレス決済をPRしながら、今までどおりきめ細かい対応や納税折衝を継続的に行いまして、今後とも収納率の維持向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） わかりました。

さまざまな目的を持つての導入ということで、今ありましたとおり、今後ノウハウが蓄積されていけば、他の使用料等にもということも考えられているんだろうなと思っています。

この部分で最後なんですけれども、この間、コンビニ納付やクレジット納付を求める声、市民の声、さらには議会などでも提言など議論があったと承知をしていますが、ちょっとシステムの中身が何となくわかっているようで、わかっていないような感じなので、この電子マネー納付となった際、このコンビニ納付やクレジット納付、こういった部分との関係というんですか、この電子マネー納付がそういったこれまでの要望を包含できるものなのか、その辺の部分について確認をさせてください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 古川課長。

○税務課長（古川 敬君） お答えいたします。

これまで議会の中でも御提言をいただいた過去もありますし、本市といたしましても、納税者の声を聞く中で、多様な収納方法の要望というのは多くありました。本市では、これまでコンビニ収納、クレジット収納の導入も検討してまいった経過がありますけれども、コンビニ収納につきましてもちょっとランニングコストの面で財政面に課題がまだまだあるということ、

そしてクレジット収納は、検討していたYAHOOクレジット収納が令和3年でサービスを終了するという情報がありまして、そういった点で導入ができなかったという過去があります。その中でキャッシュレス決済というのは、これまでコンビニ収納の対応ができていないと導入できないもので、コンビニ収納をしていることが必要な条件でありました。

このたびLINE Payでは、来年、令和2年度からコンビニ収納の対応していない本市のような自治体であっても導入可能な新サービスを開始したということであって、この新サービスのモデル自治体としてエントリーをすることで、手数料や導入費が低額で契約できるという点で、今回導入に至った経過があります。

それと、契約につきましては、直接LINE Payとの契約ではなくて、収納代行業者との契約となることから、この収納代行業者がまたさらなるほかのキャッシュレス決済サービス、〇〇ペイ、いろいろなペイがあるんですけども、そういった違うペイとの契約を拡大していけば、その辺の利用も本市としても拡大できるという点で、このLINE Payを提案するということになります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 1つ目の部分はわかりました。

続いて、2つ目の事業について質問させていただきます。2款総務費の地域公共交通総合対策事業費についてお聞きをいたします。

士別軌道のバス路線の維持に向けた委託料と補助金ということになっていまして、補正額については3,488万5,000円となっています。直近で平成30年度の決算審査を行ってまいりましたので、その部分の資料なども見てきたところでもありますけれども、前年度分と比較を申し上げれば、プラス336万5,000円ということでございます。ただ、内訳と委託費、補助金等、その増額について差があるようでございますので、まずこの委託費、補助金等の増減の要因についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） お答えいたします。

まず委託料なんですけれども、こちらに関しましては410万6,100円の増となっております。この増加の要因といたしましては、燃料費の高騰ですとか利用者の減少に伴います営業収入の減、こういった部分が要因と思われまして。

一方で補助金に関しましては79万6,000円の減少となっております。これは川南・大和線の部分を本年4月からデマンド運行という予約制の運行バスを導入いたしました。その部分で運行の経費、こちらのほうが下がったという部分で79万6,000円の補助金の減となったということが要因です。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 平成30年度の決算資料を見ますと、補助金について詳しく聞きたいと思えますけれども、市内外回り・内回り線、川南・大和線、大和線では赤字額に対しての2分の1以内、西回り線については4月からは東西回り線になっておりますけれども、赤字額の5分の4以内。ただし、市内の外回り・中回り線については補助金限度額が200万円、西回りは限度額130万円であったと。昨年度の決算でございますけれども、今年度の補助について算出方法に変更があったのか、なかったのかということと、あわせて補助金の算出のもとになる路線ごとの4路線のそれぞれの赤字額についてお知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） まず補助金の算出方法の変更なんですけれども、こちらに関しましては本年度も昨年度と同様の補助基準であります。

それぞれ補助金のもととなる路線ごとの赤字額なんですけれども、市内外回り・内回りに関しましては971万9,000円、東西回りに関しましては594万1,000円、川南・大和線、こちらに関しましてはデマンド運行になりましたので一括して申し上げますけれども、1,104万6,000円の赤字となっております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 今、赤字額をお伺いしたのは、私自身が6月第2回定例会において、今年度敬老バス乗車証交付事業の自己負担の見直しがされた。あるいはスクールバスを混在されておりますけれども、冬期間だけであった西回り線を東西回り線の通年運行ということ、いろいろなその制度改正がございましたので、この今年度分の補助金などについては、事業所、士別軌道の経営については、かなり乗車者数の減も当初ありましたので、あるのではないかとということで質問させていただいた経過がございます。

今お伺いした特に市内の循環線、外回り・内回りですけれども、昨年度の決算資料によると赤字額は532万5,000円、今はもう971万9,000円ということなので、やはり460万円ぐらい赤字が増していて、東西回り線については昨年は冬期間運行分だと思いますけれども、303万5,000円のところが594万1,000円ということで、間違いなく市内の運行、この部分については赤字額が増加しているんじゃないかなと報告いただいた数字で確認をさせていただきました。

そこで重ねてになりますけれども、なぜこう補助金が増になっているのに、結果的に今回の補正の補助金は、補助金部分でいくと大和線の部分が一部委託になったので、補助金額でいくとマイナス79万6,000円だということで、結果的にはこれの多くは士別軌道、事業者の負担が大きくなっているんじゃないかなと思っているところであります。

それで、今申し上げた敬老バス乗車証交付事業の見直し、あるいはスクールバス混在の東西回り線、質問の際には東西回り線についてはスクールバスが混在なので、委託料も措置をしているということでありますし、あわせて次年度、今後に向けても答弁いただいた部分でいけば、事業者の経営に資するような全体を見た中での制度設計というものが必要になってくるであらう

うということを考えていると答弁もいただいておりますので、今後、次年度予算等々を含めて、この方向で検討を行っていくという考えに変わりはないか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） さきの第2回定例会で西川議員から御質疑いただきました中でもお答えしましたが、この市内の路線バスの維持に向けては、例えば利用者の使い勝手を上げることによって、バス会社の収入増にも結びつけられないかという観点も含めて、この路線の見直しにおいては例えばスクールバスとの連携、またデマンド方式についても利便性の向上、こういったものも含めて検討してきたところであります。

次年度に向けましても、例えば中多寄線ですとか、それから川南・大和線、この部分についても今の路線をさらに拡大して、より近くでバスの乗車ができるようなそういった方策がとれないかという点も含めて、運行の拡大についても検討しているところであります。

こうした取り組みにつきましては、その運行路線の見直しのみならず、いわゆる高齢者も含めた外出機会の拡大、こういった面についてもさらに改善ができないかという点についてもあわせて議論をしているところであります。

こうしたことをまず前提に、今後におきましても、新たな交通体系の構築、こういった視点での検討も並行してやっていかなければならないという認識でおりますので、現在検討を進めております第2期のまち・ひと・しごと・創生総合戦略、この中でも、まちの未来創造という新たな柱を掲げ、この中では市民生活の充実に資するような公共交通のネットワーク、そういう意味では、もちろんこの地域にとって必要不可欠な公共交通バス路線にあわせて、ほかの資源も組み合わせることによって、より利便性の高い交通体系を構築していかなければならない。そのために新しい技術や何かも活用できないかと、その点もあわせて議論していく考えでありますので、今回の御提言の中にありましたように、今後もそういったバス会社の経営にも資するような総合的な検討を進めてまいる考えであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） この質問については終わりました、3つ目の質問をさせていただきたいと思ひます。4款衛生費のごみ処理収集事業、家庭ごみ排出用ごみ袋の製作費です。

補正予算額が736万4,000円となっています。有料化については、先ほど市長の行政報告でも、10月からスタートして、歳入、ごみ袋の販売額というんでしょうか、2,413万4,000円、予算比78%という報告もございました。有料化における排出量の見込みに合わせて、当初ごみ袋がつくられたものと考えています。具体的には10月からスタートしておりまして、今年度の当初作成する量については、10月からの6カ月と、制度が始まるので最初の用意をする分ということで約9カ月分のごみ袋の作成費が当初予算で予算化されたと理解しておりますけれども、現時点、開始2カ月で追加製作と至った補正理由に詳しく教えていただきたいと思ひます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 今井環境センター所長。

○環境センター所長（今井博明君） お答えいたします。

当初予算では、これまでの排出量をもとに、有料化後のごみの排出量と単身世帯、2人世帯、3人以上世帯などの世帯状況を加味いたしまして、作成する袋数を決定いたしましたところであり、しかしながら、実際の有料化に当たっては、計画時には一部想定していないことが生じました。内容といたしまして、一部家庭での複数サイズの買えそろえ、また買いだめを初め、店頭での品切れによる市民利便を低下させないために各種取扱店舗での余裕を持った在庫確保、また特に一般ごみ用45リットル袋につきましては、10枚入りでは1,000円を超えることから、購入しやすい5枚入りを多く作成したところではございますが、結果といたしまして10枚入りが多く購入される想定外の消費行動などがあり、一般ごみの45リットルの10枚組みの在庫が少ない状況でございます。

以上のことから、市民が指定ごみ袋を購入できなくなるということは万が一にも起こっては許されないため、今回補正対応に至ったものであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 購入動向が想定外ということで、今何点かございましたけれども、また単価の修正もありましたけれども、やはり1枚当たりの金額が高いもので、5枚で用意したところ10枚入りが多く売れたというのが、そういうことですかということしかないんですけども、具体的に積算についてお伺いをします。

今聞きましたけれども、当初9カ月分のごみ袋を製作ということでもありますけれども、当初予算は1,243万7,000円でした。これは新規の作成がありますので、製版代も込みだと思えますけれども、今回は不足分ということではあります、736万4,000円と。感覚的なものかもしれませんが、不足分、今年度でいけば12月、1月、2月、3月あと4カ月という部分にしては補正額が多いんじゃないかなと思うんですけども、この積算についての考え方をお伺いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 今井所長。

○環境センター所長（今井博明君） お答えいたします。

積算につきましては、これまでの排出量をもとに有料化後のごみの減量化、各世帯状況を加味した上で作成する袋の枚数を決定したところではあります、有料化開始後の10月から年度末に加え、次年度に入って作成、納品に要する期間3カ月を加え、9カ月分の4区分11種類、総数121万5,500枚を作成したところであり、新年度予算可決後に指定ごみ袋の発注を行うのも、作成を行う事業者の話といたしましては、受注元の各自治体から年度当初に発注が集中してしまい、納期が通常より遅延する傾向にあると伺っております。このことから次年度に入ってから作成、納品に要する期間をまた3カ月と考慮いたしまして、7カ月分の75万2,000枚を作成するものであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 不足分だけじゃなくて来年度の発注後の3カ月の製作費用分もということで7カ月だということで、わかりました。

最後に、この有料化計画でありますけれども、そもそも議論のスタート、収集処分に係る費用のうち市民負担を求める額として年間3億円ぐらいの経費がかかっている、そのうちの3割を御負担いただきたいということで議論がスタートしたと認識しています。議会からの単価見直しなどの提案もさせていただいて、今年度予算については予算訂正もございましたけれども、結果歳入予算当初額でいけば、今申し上げた収集処分経費3億円に対しての負担割合ということでいくと22%という数字もこの間の説明でもあったかと思えます。現時点で制度見直し後というか、有料化スタート後の1、2カ月の間ですから、この実績をもって年間ベースの歳入額、市民負担額を見積もることはかなり難しいのではないかなとは思いますが、今回の補正によってやはり当初見積もっていた歳入額、要は市民の負担額が22%からやはり高くなっていくんじゃないかなと思うんですけれども、この点について、今後のというか、この負担割合の上昇について、例えば議論のスタートである3割までは御負担いただきたいということなのか、御理解いただきたいということなのか、この極めてスタートして短い期間でありますけれども、この負担割合についての考えについてお聞かせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） この家庭ごみに対します市民の負担割合、これが上昇する部分についての考えということであります。

今、議員お話しのとおり、当初この家庭ごみについては、実質的に係る処理経費約3億円、これの30%を上限として御負担いただきたいということで、市民説明会でありますとか、議会にも御説明をしましてまいりました。有料化決定後における年間のその手数料の収入見込み額というのは約6,500万円ということですので、それで比較しますと約22%ということになります。

それで有料化がスタートしましてほぼ2カ月が経過いたしております。現状から推計をいたしますと、今年度の歳入見込みについては予算を上回る見込みをしております。しかし、開始直後ということでありまして、市民の購入のごみ袋、購入サイクルなどはまだ定まっていない部分もありますし、また、実際の市民の購買行動でありますとか、小売店の在庫管理の状況などについては、ただいま所長のほうから答弁したとおりであります。在庫分ですとか、その先買いしている部分、これはまだ排出がされていないということでもありますので、その部分をごみ処理経費との比較ではどう捉えていくのかという、そういった部分もあろうかと思えます。

ごみ袋の製作枚数ですとか年間の手数料収入、裏を返せば市民負担ということになりますけれども、これらについてはやはり丸一年を経過しないと、その正確な把握ができない部分がありますし、動向分析なども、これはできないと考えております。市民に負担を求めますそのもとのその実質的な処理経費なんかについても、これは精査する必要があるのだらうと思っ

ています。

ただ、その負担割合が30%以内だからいいのではないかということではなくて、30%はあくまでも目安ということで考えておりますので、そこを超えていなければ理解されるということではなくて、仮にその率が上昇するにしても、その部分については戸別収集を維持していく部分ですとか、その日々の収集の作業員の対応ですとか、10月から古着ですとか紙ごみなんかの回収箇所なんかも増やしましたけれども、そうした市民サービスに努めていくことによって、そこは理解をされていくべきものと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号及び議案第107号から議案第110号の5案件は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第10、議案第106号 令和元年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第106号 令和元年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、その概要を御説明申し上げます。

本補正予算は、過年度所得更正に伴い、第1号被保険者介護保険料還付金に不足が見込まれることから27万2,000円を追加計上するものです。

なお、これらに要する財源については支払準備基金繰入金をもって収支の均衡を図った次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

令和2年3月31日をもって任期満了となる松田留美人権擁護委員を再度候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） お諮りいたします。本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は推薦同意と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第12、認定第1号 平成30年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成30年度士別市病院事業会計決算認定についてまで、以上9案件を一括議題に供します。

予算決算常任委員長の報告を求めます。丹 正臣委員長。

○予算決算常任委員長（丹 正臣君）（登壇） ただいま議題となりました認定第1号 平成30年度士別市一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 平成30年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの9案件に対する予算決算常任委員会の審査経過及び結果を御報告いたします。

本委員会は、付託された決算認定議案に対し、10月23日から25日までの3日間、一般会計、各特別会計、各企業会計の決算内容について質疑を行いました。

審査に当たっては、事務事業の施行が適正かつ効率的に行われているか、市民サービスの充実や福祉の向上が図られているかなど、決算書及び関係書類、監査委員の決算審査意見書なども参考にしながら、牧野市長初め説明員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査結果につきましては、認定第1号から認定第9号までの9案件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9案件は原案のとおり認定と決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第13、議案第79号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。

予算決算常任委員長の報告を求めます。丹 正臣委員長。

○予算決算常任委員長（丹 正臣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第79号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員会の審査経過及び結果を御報告いたします。

経過につきましては、第3回定例会において予算決算常任委員会に付託され、同日常任委員会を招集し、担当から説明を受けました。その後、11月20日に2回目の審査を行ったところがあります。

委員会としては、使用料、手数料について利用する人、しない人との均衡を考慮し、負担の公平性が図られているか、各施設について適切な料金設定になっているかなどを審査いたしました。

審査においては、水道料金の引き上げ、ごみの有料化など市民の負担が増加した中で、使用料・手数料見直しのタイミングは適切なのか、再検討すべきではないかという意見については、現在の市の財政状況、将来にわたる施設サービスの維持を考えたとき、この時期の見直しは必要であるという答弁を受けたところであります。人口減少、少子高齢化など本市を取り巻く現状を踏まえ、施設の利用状況やサービスの内容等を適切に把握しながら、今後におきましても市民サービスの向上に努めていただくことを望むものであります。

結果につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第14、報告第15号 文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題に供します。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。谷 守委員長。

○文教厚生常任委員長（谷 守君）（登壇） ただいま議題となりました文教厚生常任委員会の所管事務調査について、その概要を報告いたします。

9月30日に健康福祉部の所管事務調査を行いました。

内容は、第4期士別市地域福祉計画についてであります。

担当から計画策定に向けて、これまでの第3期計画の成果と課題を踏まえ、庁内の検討会議、保健福祉医療対策協議会、自立支援協議会、さらには第4期策定市民懇談会の開催を行ってきたところであり、その後、パブリックコメントの実施などの経過を見て、本定例会に上程する旨の説明を受けました。

地域福祉計画は、これまで策定については各市町村の任意の取り扱いでありましたが、平成30年4月の社会福祉法の改正により努力義務となりました。また、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及びその他福祉計画の上位計画に位置づけられているところです。

委員からは、子供の貧困対策の推進に関する事柄や本市における地域包括ケアシステムの具体像、また、地域サロン事業の成果と今後の課題など質問や意見が活発に出されたところです。

本計画の策定により、地域の中での支え合い等が実現できることを強く望むものであります。

以上で文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で文教厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わることにいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明11月30日から12月9日までの10日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、明11月30日から12月9日までの10日間は休会と決定いたしました。

なお、12月10日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時39分散会）